

議案第 36 号

伊賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

伊賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 26 年 2 月 27 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 152 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項第 3 号中「可燃ごみ」を「可燃ごみ及び資源ごみ」に改める。

第 11 条に次の 1 項を加える。

- 2 資源ごみのうち容器包装プラスチックの収集を受けようとする者は、指定ごみ袋を使用しなければならない。ただし、旧青山町の区域を除く。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 10 条関係）

種別及び容量		金額
可燃ごみ	指定ごみ袋 45 リットル	35 円
	指定ごみ袋 30 リットル	25 円
	指定ごみ袋 20 リットル	15 円
資源ごみ	指定ごみ袋 45 リットル	12 円
	指定ごみ袋 30 リットル	10 円
	指定ごみ袋 20 リットル	8 円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の伊賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 10 条第 1 項第 3 号の規定により購入した指定ごみ袋で、現に残存するものは、次の表に掲げるシールを貼付した場合に限り、なお使用することができる。

種別		金額
可燃ごみシール	指定ごみ袋 45 リットル	15 円
	指定ごみ袋 30 リットル	10 円
	指定ごみ袋 20 リットル	5 円

(準備行為)

3 改正後の第 10 条第 1 項第 3 号の規定による一般廃棄物取扱手数料の徴収その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。